

京都府南部児童相談所あり方検討会設置要領

（目的）

第1条 南部地域における児童相談所の老朽化が進んでおり、相談機能や一時保護体制など、子どもの権利擁護の拠点としての強化を図るため、今後の施設整備方針や必要となる機能について検討を実施し、その検討内容を踏まえた基本構想を策定するにあたり、学識者や関係者等から幅広く意見を聴取するため、「京都府南部児童相談所あり方検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（組織）

- 第2条 検討会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 委員の任期は、基本構想を策定するまでの期間とする。
 - 検討会の関係行政機関の職員がオブザーバーとして参加する。
 - 検討会には、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

（運営）

- 第3条 検討会は、健康福祉部長が招集する。
- 検討会の進行は座長があたり、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
 - 座長は、検討会において必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

（委員の責務）

- 第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。
- 委員は、検討会で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、健康福祉部家庭・青少年支援課が行う。

（公開）

第6条 検討会は、原則として公開とする。ただし、検討会を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他健康福祉部長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年8月25日から施行する。